

高知県 IoT 推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県 IoT 推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「IoT 等」とは、IoT、AI 等のデジタル技術をいう。
- (2) 「中小企業者」とは、県内に開発拠点を有する者であって、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者である者をいう。
- (3) 「県内 IT 事業者等」とは、中小企業者であって、日本標準産業分類の大分類における「情報通信業」又は IoT 等による製品開発を行う者をいう。
- (4) 「コンソーシアム」とは、それぞれの経営資源を持ち寄り、主体的な役割をもって、連携して補助事業を実施する複数の個別事業者の集合体をいう。ただし、単なる受発注の関係にあるものを除く。

(補助目的)

第3条 県は、IoT 等の活用による県内各分野の課題解決を図るとともに、開発された製品の地産外商を推進するため、次条第1項に規定する事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者、補助事業、補助要件、補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第4条 次に掲げる補助金の類型において、補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助要件、補助対象経費、補助率及び補助限度額については、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

- (1) 地産地消・外商型 市場調査支援
- (2) 地産地消・外商型 試作開発・検証支援
- (3) 地産地消・外商型 製品開発支援
- (4) オープンイノベーション推進型

2 補助事業者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 本店及び本県の支店等に係る国税、都道府県税及び市町村税の滞納がない者であること。
- (2) 高知県に対する税外未収金債務の滞納がない者であること。

3 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付対象期間)

第5条 補助金の交付を行う期間は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。ただし、第10条又は第13条の規定による承認を受けた場合は、この限りでない。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 補助事業者は、第1項の規定により申請書を提出する際、別記第2号様式による高知県に対する税外未収金債務の滞納がないことについての誓約書兼同意書を提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

- 第7条 知事は、前条第1項の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容及び補助金の交付の適否等について審査し、適当であると認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、別記第3号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。
- 2 知事は、前条第2項ただし書の規定により申請されたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して補助金の交付を決定するものとする。
 - 3 知事は、第1項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助の条件）

- 第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- （1）補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - （2）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - （3）補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

（補助金の交付の申請の取下げ）

- 第9条 補助事業者は、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日までにその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助事業の変更等）

- 第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第4号様式による計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- （1）交付決定額の増額または20%を上回る減額の変更を受けようとするとき。
 - （2）経費区分の相互間で交付決定額の20パーセントを上回る変更をしようとするとき。
 - （3）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更は、この限りでない。
 - ア 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - イ 補助目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - （4）事業実施期間を延長しようとするとき。

- 2 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別記第4号様式の2による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により計画変更承認申請書の提出があったとき又は前項の規定により中止（廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、別記第4号様式の3による計画変更等承認（不承認）通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。
- 4 知事は、第1項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（状況報告）

第11条 補助事業者は、知事から要求があったときは、速やかに別記第5号様式による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

（実績報告等）

第12条 補助事業者は、補助事業を完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は補助事業を完了した日が属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、別記第6号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第7号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（繰越承認申請）

第13条 補助事業者は、補助事業が終了する日の属する会計年度の3月31日までに完了しないと見込まれる場合にあっては、別記第8号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により繰越承認申請書の提出があった場合は、その内容の適否等について決定を行い、別記第9号様式による繰越承認（不承認）確定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の額の確定）

第14条 知事は、第12条第1項の規定による実績報告を受領した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者へ補助金を交付するものとする。この場合において、交付決定額及び実績報告書に記載された補助金の額と確定を行った補助金の額とが相違する場合は、別記第10号様式による確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の支払）

第15条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(財産の管理等)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又はその効用が増加した機械装置等（以下「取得財産等」という。）についてその台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、取得財産等について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内に、補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供する場合は、あらかじめ別記第11号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、取得財産等の取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものは、この限りでない。

2 知事は、前項に規定する財産の処分を承認した場合において、当該処分により補助事業者に入収が生じた場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(補助金の交付の決定の取消し)

第18条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第3のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して不正その他不適当な行為をした場合
- (4) 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の返還)

第19条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(成果の取りまとめ)

第20条 知事は、補助事業の成果を捕捉するため、補助事業者に対し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、別記第12号様式による実施状況報告書の提出を求めることができる。

2 知事は、必要があると認める場合は、補助事業の成果について補助事業者に発表させることができる。

(収益納付)

第21条 知事は、前条第1項の実施状況報告書により、補助事業者が補助事業の実施結果により収益が生じたと認めた場合は、当該補助事業者に対し、交付した補助金の総額を上限として、知事が別に定める金額の納付を命ずることができる。

(補助事業の経理等)

第22条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支に関する帳簿及び証拠書類を備え、他の経理

と明確に区分して経理し、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、知事から要求があった場合は、閲覧に供することができるよう保管しておかなければならない。

(情報の開示)

第23条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第24条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第12条第3項及び第16条から第23条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月19日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和6年4月1日以後に補助金の交付の決定を受けた事業について適用し、同日前に補助金の交付の決定を受けた事業については、なお従前の例による。